平成２６年（フ）第３３３号
京都市伏見区東柳町529番地
債務者　中村ツルヱ
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後９番地１　２棟409号
債務者　太田　淳子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６２号
京都市伏見区向島庚申町119―３　ハイメディア21　３Ｆ、住民票上の住所京都市山科区音羽役出町31番地５
債務者　石村　阿美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３７８号
京都市西京区松尾木ノ曽町22番地３　第21長栄コーポ小山301
債務者　本城　義章
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３７９号
京都市西京区松尾木ノ曽町22番地３　第21長栄コーポ小山301
債務者　本城　治美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３８０号
京都市山科区大塚野溝町73番地１　メゾン野溝102、前住所京都市山科区西野野色町36番地サンルシエル山科西野107号
債務者　川那辺純子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３８２号
京都市右京区花園宮ノ上町25番地　黒沢荘215号
債務者　小林　　弘
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３８３号
京都市山科区音羽野田町１番地６　音羽マンションＡ―308
債務者　野村　純子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
奈良市南紀寺町２丁目253番地の１　松本住宅中棟
債務者　内村一二三
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
奈良県大和郡山市小泉町3631番地
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
鳥取県境港市渡町3686番地
債務者　大橋　修一
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第３４号
鳥取県西伯郡大山町高田1100番地、前住所鳥取県米子市陽田町44番地１　マンションすみれ101号
債務者　石上奈津子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第７８号
愛媛県松山市畑寺４丁目４番42号　ミルトソレイユ101号
債務者　渡部　真理（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８０号
愛媛県伊予市下吾川1446番地１
債務者　稲多　美和
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９０号
愛媛県松山市山越６丁目４番11号　メゾンド北202号
債務者　亀岡　節子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９１号
愛媛県松山市天山２丁目６番34号　ひまわり荘１号
債務者　松田　益恵
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９８号
愛媛県松山市鷹子町874番地３　ｌｉｎｏ　ＴＡＫＡＮＯＫＯ203号
債務者　山内　　明
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
松山地方裁判所民事部